

平成30年第3回坂町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成30年9月3日(月)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 平成30年9月3日(月)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(11名)

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1番 光岡美里君      | 2番 末吉克巳君  |
| 3番 岡本則夫君      | 4番 中川ゆかり君 |
| 5番 主枝幸子君      | 6番 奥村富士雄君 |
| 7番 柚木喬君       | 9番 瀧野純敏君  |
| 10番 中雅洋君      | 11番 大田直樹君 |
| 12番 川本英輔君(議長) |           |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |        |
|--------|--------|
| 町 長    | 吉田隆行君  |
| 副町長    | 山中裕之君  |
| 教育長    | 太田耕樹君  |
| 技 監    | 福代智之君  |
| 総務部長   | 新木之博君  |
| 民生部長   | 中村政愛君  |
| 教育次長   | 河本和彦君  |
| 総務課長   | 藤本大一郎君 |
| 企画財政課長 | 車地孝幸君  |
| 税務住民課長 | 大畠英司君  |
| 民生課長   | 高橋蔦江君  |

|            |        |
|------------|--------|
| 保険健康課長     | 増木梨江君  |
| 環境防災課長     | 西谷伸治君  |
| 産業建設課長     | 竹岡佳宏君  |
| 都市計画課長     | 中村輝彦君  |
| 学校教育課長     | 新谷裕美子君 |
| 生涯学習課長     | 福嶋浩二君  |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉原修君   |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 西谷信樹君 |
| 主 事 | 畝本純希君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

(1) 町長報告

議 事

|      |        |                                                |
|------|--------|------------------------------------------------|
| 日程第1 |        | 「会議録署名議員の指名」                                   |
| 日程第2 |        | 「会期の決定」                                        |
| 日程第3 | 議案第41号 | 「平成30年度坂町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて」      |
| 日程第4 | 議案第42号 | 「平成30年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて」 |
| 日程第5 | 議案第43号 | 「平成30年度坂町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」      |
| 日程第6 | 議案第44号 | 「平成30年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて」 |

|       |        |                                          |
|-------|--------|------------------------------------------|
| 日程第7  | 議案第45号 | 「災害廃棄物の処理に関する事務の事務委託に関する協議について」          |
| 日程第8  | 議案第46号 | 「職員の給与に関する条例の一部改正について」                   |
| 日程第9  | 議案第47号 | 「坂町税条例等の一部改正について」                        |
| 日程第7  | 議案第48号 | 「坂町災害見舞金支給条例の一部改正について」                   |
| 日程第11 | 議案第49号 | 「平成30年度坂町一般会計補正予算（第4号）」                  |
| 日程第12 | 議案第50号 | 「平成30年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」          |
| 日程第13 | 議案第51号 | 「平成30年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」             |
| 日程第14 | 発議第1号  | 「平成30年7月豪雨災害における早期復旧と特別の財政支援を求める意見書について」 |
| 日程第15 | 発議第2号  | 「災害復旧・復興対策調査特別委員会の設置について」                |

追加日程

|             |       |                     |
|-------------|-------|---------------------|
| 日程第1        |       | 「閉会中の継続調査について」      |
| 日程第2        | 諮問第1号 | 「人権擁護委員の候補者の推薦について」 |
| ~~~~~〇~~~~~ |       |                     |

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

- 議会事務局長（西谷信樹君） 開会に先立ちまして、平成30年7月豪雨災害によりお亡くなりになりました方々の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。皆様、御起立をお願いいたします。  
黙禱。

(黙禱)

- 議会事務局長（西谷信樹君） お直りください。御着席ください。
- 議長（川本英輔議員） 皆さん、おはようございます。このたびの平成30年7月豪雨災害では、西日本を中心に各地で記録的な豪雨による大規模な土砂災害や浸水害が発生し、本町においても甚大な被害を受けました。

この豪雨災害により、本町において16名もの尊い命が奪われ、1名の方の行方がいまだわかっておりません。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、行方不明の方が一日も早く見つかりますよう、心から願うものであります。

また、多くの家屋が全壊、大規模半壊の被害に遭い、依然として避難所での生活を余儀なくされておられる方がたくさんおられます。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

災害発生から間もなく2カ月を迎えます。この間、自衛隊、警察、消防を初め、国・県並びに県内外の自治体や全国から多くのボランティアの皆様に御支援、御協力をいただき、心から感謝申し上げます。町民の皆様が一日も早く元の生活が送れますよう、議員一丸となり、議会と執行部がこれまで以上に緊密な連携のもと、復旧、復興に全力で取り組んでまいります。

ただいまの出席議員は11名です。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより平成30年第3回坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事に先立ち、行政からの報告を行います。

町長報告。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 皆さん、おはようございます。このたびの西日本豪雨災害の発災以来、議会の皆様には、復旧に向けてあらゆる面で御理解と御協力を賜っておることに対しまして、まずもって厚く御礼を申し上げたいと思います。

それでは、諸般の報告といたしまして、7月豪雨災害の状況を報告をいたします。

最初に、このたびの災害で犠牲になられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

また、きょうまで町民の皆様を初め、ボランティアの方々、国の機関、広島県、他の地方公共団体、消防団を初めとする防災関係機関等、町内外から多くの温かい御支援と御協力をいただき、深く感謝を申し上げます。

今回の豪雨災害では、小屋浦地区、坂地区、水尻地区において土石流が発生をし、

死者16名、行方不明者1名、重傷者4名の人的被害とともに、全半壊家屋が1,100棟を超えるなど、想像を絶する被害をもたらしました。

また、町有施設の被害状況は、河川、道路、橋梁などの公共土木施設73カ所で被害額約34億9千万円、学校、その他の公共施設が11カ所で被害額約4億1千万円、廃棄物処理では、廃棄物混入土砂や建物解体廃棄物等が約31万7,200トンで、処理費用が推計値で約66億7千万円となっております。

次に、被害の経緯について御説明を申し上げます。

坂観測所での雨量ですが、1時間の最大雨量は55ミリ、24時間の最大雨量としては、6日の午前5時から7日の午前5時までに299ミリを観測し、5日の朝から9日の午後5時までの総雨量は459ミリを観測をいたしております。

6日の午前5時40分に大雨警報が発令され、同日午後3時に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、自主避難所を開設をいたしました。

午後5時35分の土砂災害警戒情報の発表を受け、災害対策本部を設置し、午後5時40分に避難勧告を発令をしました。

その後、午後7時40分の大雨特別警報の発表を受け、直ちに避難指示を発令をしました。

避難者数は、7日午前7時に、11カ所の避難所に最大で1,353人の方が避難されておりましたが、現在は7カ所で158名が避難所生活をされております。

ライフラインにつきまして、発災直後、JR呉線、国道31号、クレアライン、広島大橋が不通となり、小屋浦、水尻地区への交通手段が断たれ、物資や避難所要員の搬送は海上輸送で行いました。

また、小屋浦地区のほぼ全域と坂西の一部が停電となり、水道も小屋浦地区のほぼ全域と上條、植田地区が断水となり、広島市水道局、自衛隊、島根県北栄町により給水支援を行っていただきました。

7月10日から自衛隊による入浴支援を行っていただき、11日からは町内の民間温浴施設と町との協同による入浴支援を行い、多くの被災者の方に御利用いただきました。

なお、電気、水道が全地区復旧したのは8月10日でございます。

国道31号は関係機関の御協力により、7月10日に緊急車両のみが通行可能となり、12日にはベイサイドビーチ坂駐車場に迂回路を設け、通行可能となっております。

す。

また、JR呉線海田市駅、坂駅間は8月2日に復旧をし、坂町循環バスの臨時運行は坂、小屋浦間で7月17日から運行を開始をいたしました。

7月20日には、中国総合通信局の御支援により、坂地区、小屋浦地区に臨時災害FM放送局を開設をし、町からのお知らせ、各種申請関係、暮らしの情報等を1日3回の放送で情報発信しております。

続きまして、避難所の運営等でございますが、先ほども申しましたが、被災直後の国道31号の通行不能、電気、水道の断絶などにより、特に小屋浦地区では、困難な時期に食料・飲料水等の物資提供で御不便をおかけをいたしました。

その後につきましても、避難者の方々や県内外の自治体からの派遣職員、ボランティアの方々、関係各位の御理解と御協力をいただきながら運営をしているところでございます。

ボランティアセンターは、広島県社会福祉協議会の御支援、御協力のもと、坂町社会福祉協議会内に「坂町災害たすけあいセンター」を7月12日に開設をし、本日まで小屋浦地区1万132名、坂地区8,555名、横浜地区1,221名で、合計1万9,908名のボランティアの方々に活動していただいております。

避難所内の医療・保健につきましては、済生会、日本赤十字社、広島県、広島県医師会、他自治体派遣の保健師チーム等により、身体はもちろん、心のケアにも御支援をいただいております。

また、在宅避難者の方につきましても、保健師による戸別訪問を実施してまいりました。

廃棄物の収集につきましては、被災直後の地域内道路等の冠水、土砂の堆積など、収集が困難な時期がございました。皆様の御協力により状況の改善が進み、順次、収集地域を拡大をしてまいりました。地域内の公園等を仮集積所とした災害廃棄物の収集につきましても、可能な限り早期収集に努め、一時仮置き場の北新地グラウンドに集積をさせ、大規模な搬出を行っております。

資源ごみの保管、処理の拠点であるリサイクルセンター坂が甚大な被害を受け、資源ごみの収集がしばらく中断し、住民の皆様には御迷惑をおかけしておりますが、体制が整い次第、順次、回収品目をふやしてまいります。

全半壊した家屋の解体・撤去及び堆積した土砂まじりがれきの撤去につきましては、

現在、申請を受け付けており、準備が整い次第、作業に着手することとしております。

被災された方々の生活支援では、国における被災者生活再建支援、町及び県の災害見舞金、義援金などの相談・受け付けを行っており、支給に向け書類整理、確認を行い、先般、第1回目の義援金及び町からの見舞金の振り込みを行いました。

次に、建設関係について御報告をいたします。

7月6日から各ポンプ場において排水を実施するとともに、災害が発生した6日夜間から被災状況の把握、被災箇所への緊急的な対応を行っております。翌7日からは国土交通省の支援も得て、坂地区浜宮ポンプ場及び小屋浦地区向田ポンプ場において排水作業を実施、9日には国のテックフォースにより町内の被災状況調査に着手をいたしました。

出水がおさまり、道路や河川に流出した土砂や流木等の撤去作業が可能となった11日には、坂地区において土砂等の撤去を本格的に開始、国道31号の通行止めが解消された12日からは、小屋浦地区においても本格的な土砂等の撤去を開始しております。

県内の高速道路や国道など主要幹線道路の応急復旧が進み、国の支援も可能となった20日には、国土交通省に小屋浦地区の道路啓開に着手していただき、その後、26日からは坂地区総頭川の土砂撤去作業についても御支援いただいたおかげで、現在、総頭川、天地川を閉塞した土砂や町内の道路に堆積した土砂については、おおむね撤去が終了いたしました。

また、宅地内に堆積した土砂撤去については、被災当初から所有者みずからの御努力や、地域の皆様方やボランティアなどの御支援により撤去作業を進めてきたところではありますが、町といたしましても、業者を確保できる状況となった8月11日から撤去作業を進めているところであり、引き続き、早期に撤去を完了できるよう作業の進捗を図ってまいります。

このたびの災害により数多くの住宅が被災し、避難を余儀なくされた町民の皆様が早急に入居できる住まいを確保するため、公営住宅や借り上げ型のみなし仮設住宅の提供や応急仮設住宅の建設も進めてまいりました。8月末の時点で、町有住宅を初め、88戸の公営住宅を提供するとともに、応急仮設住宅についても、平成ヶ浜中央公園に第1期として計画した58戸の建設が完了し、本日から入居を開始していただいております。

また、第2期として計画をしている40戸につきましても、一日も早く入居できるよう工事の進捗を図ってまいります。

今後、災害により被災した施設は、災害復旧工事や国や県による砂防事業など含めて本格復旧に取り組んでいくこととしており、復興には相当の期間を要するものと見込まれますが、一日も早く町民の皆様へ安全で安心して生活していただけるよう、国や県の支援も得ながら町としても全力で取り組んでまいりますので、復旧・復興に向けた工事等への御協力と御支援をお願いを申し上げます。

続きまして、教育関係について御報告をいたします。

坂小学校と小屋浦小学校につきましては、被災後、児童の安全が確保できないことなどから、学校を再開することなく、臨時休校から夏休みに移行せざるを得ない状況でございました。夏休み中には、通学路の安全点検や教科書、学用品等の確保、消毒や飲み水検査などの環境衛生、学校施設の復旧など、学校再開に向けて準備を進めてまいりました。

特に、校庭の粉じんが飛散する環境から子供たちを守るため、普通教室にもエアコンを設置し、教室の窓を閉めた環境で授業や給食が実施できるよう対応した上で、坂小学校は8月27日に、小屋浦小学校は28日に2学期をスタートしております。

横浜小学校と坂中学校につきましては、臨時休校後に学校を再開し、夏休みを迎え、横浜小学校は8月30日に、坂中学校は8月27日に2学期をスタートしております。

現在も、JR呉線の小屋浦、坂間が開通していないことから、引き続き、スクールバスによる小屋浦地区の生徒への通学支援を行っております。

また、発災直後、子供たちの安否確認を行うとともに、心のケアのためスクールカウンセラーを常時配置し、子供や保護者、教職員への相談体制を整えてまいりました。2学期からも継続して子供たちの心のケアを行ってまいります。

留守家庭児童会につきましては、コミュニティホール坂が被災し、小屋浦ふれあいセンターが避難所となったため、坂地区と小屋浦地区の留守家庭児童会としての使用ができなくなりました。このため、坂地区につきましては、会場の確保、動線の安全点検、指導員の体制等について準備を進め、8月1日から町立図書館において再開をいたしました。

また、小屋浦地区につきましては、被災直後から小学校の図書館を開放し、全学年全ての児童を対象に子供の居場所づくりとして教職が対応していたものを留守家庭児



童会として同様の運営内容を引き継ぎ、8月1日から再開し、NPO法人にも御支援をいただき、運営をしております。

今後も学校、家庭、地域、関係機関等との連携を密にした安全で安心できる学校づくりの推進や子供の居場所づくりの充実など、取り組みを図ってまいります。

さて、坂町では8月31日をもって災害対策本部を廃止し、9月1日に災害復旧・復興本部を設置し、復旧・復興に向けた取り組みを本格的に進めてまいります。

また、このたびの未曾有の災害を受け、坂町地域防災計画を初めとする各種マニュアルが十分に機能したか把握し、課題等を明らかにした上で、その結果と今後の防災対策に反映するため、有識者、防災関係機関の方からなる検証委員会を設置し、豪雨災害の検証を行うこととしております。一日も早く安心してもとの生活を取り戻すことができますよう全力で取り組んでまいります。

議会の皆様には、御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、諸般の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） ただいまの町長の報告に対し、議会を代表して、常任委員会委員長から質疑を行います。

総務厚生委員会、中川委員長。

○総務厚生委員長（中川ゆかり委員） 最初に、このたびの災害で犠牲になられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災されました方々にお見舞いを申し上げます。

ただいま、町長より災害報告がありましたが、総務厚生委員会として総括的な質問をします。

1、災害対策本部から復旧・復興本部への移行に伴い、具体的な取り組み計画は。

2、二次災害のおそれがあるため、検証委員会の立ち上げや検証結果の報告を早急に行う必要があるが、時期的にはいつごろを考えているのか。

3、ボランティアセンターは広島県社会福祉協議会の協力のもと、町長が会長をしている坂町社会福祉協議会内に設置・運営をしているが、協力機関が撤退した後はどのように考えているのか。

4、災害ごみの集積の計画やリサイクルセンター坂の今後はどのようにするのか。

5、家屋の撤去について、町長は、準備が整い次第作業に着手することとしておりますとのことですが、作業開始と完全撤去の期日の見通しは。

6、小屋浦みみょう保育園の再開時期は。

7、復旧・復興に向けて、町長は、一日も早く安心してもとの生活を取り戻すことができますよう全力で取り組んでまいりますとのことですが、具体的にはどのくらいの期間を考えているのか。

以上、全ての質問の答弁を町長に求めます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 御質問の件につきまして、お答えをいたします。

御質問1点目の、復旧・復興本部への移行に伴う具体的な計画についてでございますが、被災者支援として、災害弔慰金・災害見舞金などの支給、避難所の運営、被災者の見守り・相談、公営住宅等への入居支援、インフラの強靱化として道路、河川、下水道などの災害復旧、宅地内土砂撤去、災害廃棄物処理として、被災建物や土砂まじりがれきの撤去を含む災害廃棄物の処理、学校支援として、児童生徒の状況把握、子供の居場所づくりなどに計画的に取り組んでまいります。

御質問2点目の検証委員会につきましては、現在、委員の人選を各関係機関と調整をいたしており、早い時期に立ち上げたいと考えております。

結果報告の時期につきましては、委員会での調査、検討など多くの手順を踏む必要がありますことから、現時点で明確にお示しすることはできませんが、平成31年3月末を目指したいと考えております。

なお、最終報告に至るまでは、随時、報告をしてまいります。

御質問3点目のボランティアセンターにつきましては、町内全域での支援活動が終了したと判断できるまでは運営を続けると伺っており、大変心強く、ありがたく思っております。

御質問4点目の災害ごみの集積につきましては、各地区内の公園を引き続き仮集積所とし、収集を続けてまいります。今後の処理につきましては、広島県に事務委託し、進めてまいります。

リサイクルセンター坂につきましては、現地での再建を念頭に、現在、関係機関と調整をしているところでございます。それまでの間、仮拠点を設け、資源ごみの収集を行ってまいります。

御質問5点目の家屋の解体・撤去につきましては、現在、200件を超える申請を受け付けております。登記の確認、費用の積算、業者の選定等の事務処理を経て、今月中には作業に入ることができる見込みでございます。

事業の終了時期につきましては、今後の申請の動向等もあることから、現時点で明確にお示しすることはできませんが、早期完了に向け鋭意努力をしてまいります。

御質問6点目の、小屋浦みみょう保育園の再開時期につきましては、現地での再建を計画しておられますが、被害が大きいため、短期間での再開は困難と伺っており、町といたしましても、可能な限り支援をしてまいります。そのため、小屋浦地区での保育は教育委員会の協力により、小屋浦小学校の一部を使用して、今月中旬の再開に向け準備中でございます。

御質問7点目の、復旧・復興に向けての具体的な期間につきましては、5年間での復旧・復興を目標に全力を挙げて取り組んでまいります。町民の皆様、議会の皆様の御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。失礼しました。

○議長（川本英輔議員） 次に、産業文教委員会、瀧野委員長。

○産業文教委員長（瀧野純敏委員） 産業文教委員会より質問をいたします。

このたびの豪雨災害で亡くなられた多くの方々に哀悼の意をささげ、御冥福をお祈りいたします。

また、多大なる被害に遭われた被災者の皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

まず、町長にお聞きします。

このたびの豪雨土砂災害は、予測不可能な天災なのか、人災も見え隠れしているが、これだけ多くの方々と住居、また町の財産を失い、町長としてどのように考えているのか。

発生当日の、避難勧告、避難指示の発令の時系列のずれはなかったのか。町内各地区において、また、近隣市町において避難指示が同じ時刻であるのはなぜか。県を含め油断があったのではないか、

被災状況の把握に関しても、坂地区の明神川上流の砂防堰堤、治山堰堤の把握さえできていなかった県のずさんな管理、町内最大の人的被害に遭った小屋浦地区約70年前の老朽化した砂防ダム堰堤、以前に先輩議員、また、現議員からも指摘されていたはず、なぜおくれたのか。また、近年増設された各ポンプ場は確実に稼働されていたのか。

ライフラインについても、インフラについても、早急な復旧対策を明確に町民に知らせられないのか。

二次災害防止の施策を急ぎ、河川のワイヤーセンサーなどによる警報の周知徹底は  
どうするのか。

坂小学校、小屋浦小学校においては、普通教室にエアコン設置がなされ、児童の健  
康と心のケアを迅速に行っている点は評価する。今後は、坂小学校、小屋浦小学校グ  
ラウンドの整備を急いでいただきたい。

災害から2カ月を経過する現在、坂町政として大綱が示されてもいいはず。いかが  
か。

未曾有の豪雨災害ではあったが、この災害を後世に伝えるべく、新生坂町の復興を  
町民の皆様と行政、議会が一体となつてなし遂げていきたい。

このたびの災害はきょうまで多くのボランティアの方々、各地区住民協の方々、坂  
町消防団はもとより、各県の消防隊、自衛隊、防災関係機関等の御支援と御協力に坂  
町議会として厚く感謝と御礼申し上げます。今後、坂町議会として、災害復旧・復興  
対策調査特別委員会を立ち上げ、坂町の一日も早い復興・復旧に取り組んでまいりま  
す。

以上、質問を終わりますが、町長の明確な答弁をいただきたい。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 御質問の件につきましてお答えをいたします。

まず、このたびの豪雨災害に対する認識と、町長としてどのように考えているのか  
についてお答えをさせていただきます。

このたびの西日本豪雨災害は、広島県において戦後最大の被害をもたらした未曾有  
の災害であり、近年、全国で頻発、激甚化する災害発生の状況を踏まえても、想像の  
範囲を超えるような大災害であり、まさに天災と言える災害でございます。

この災害で目を覆いたくなるような町の光景に愕然とし、そして多くの人命と町民  
皆様の貴重な財産が失われたことに対して残念で悔しい気持ちでいっぱいであり、心  
を痛めております。

次に、災害発生当日の避難勧告、避難指示の経緯について御説明を申し上げます。

先ほど御報告をいたしましたとおり、7月6日午後3時に避難準備・高齢者等避難  
開始を発令をし、自主避難所を開設をいたしました。その後、午後5時35分の土砂  
災害警戒情報の発表を受け、午後5時40分に避難勧告を発令、午後7時40分に発

表された大雨特別警報を受け、直ちに避難指示を発令をしたものであり、坂町地域防災計画に基づき、適時に必要な措置をとっております。

なお、こうした一連の流れは、国の防災基本計画など上位計画に基づいて各市町が運用を定めているものであり、同様の気象条件であれば、近隣市町が同じ時刻となるのは必然のことと考えております。

次に、町内の砂防堰堤、治山堰堤の管理、小屋浦地区の砂防事業の経緯等について御説明を申し上げます。

砂防堰堤などの公共施設につきましては、施設を管理する管理者において、定期的、計画的な点検や出水後のパトロールの実施などにより適正に管理されているものと認識をいたしております。

また、小屋浦地区天地川の砂防堰堤事業が当初計画に対しおくれが生じた要因につきましては、広島県は土砂災害危険箇所が全国で最も多い県であり、一方で、国、地方とも厳しい財政状況において、限られた予算で事業を進めざるを得なかったことが大きいと考えております。

次に、今回、災害時における各ポンプ場のポンプの稼働に関する御質問でございますが、今回の災害では、小屋浦地区向田ポンプ場において、多量の土砂とがれきの流入によりポンプの排水機能が停止し、また、坂地区浜宮ポンプ場において、同様の理由により十分な機能を果たせなかった事例が発生をいたしております。

これにつきましては、今後、今回の豪雨で記録された降雨量や流入した土砂、がれきの量、ポンプの能力などについて検証、分析を行い、必要な施策を講じてまいります。

次に、このたびの災害に係るインフラの復旧計画につきましては、現在、被災箇所の詳細な調査を継続しているところであり、調査が完了し、具体的な復旧計画がまとまった段階で、随時、議会や町民の皆様にお知らせしていくよう考えております。

また、土石流警報装置による警報の周知につきましては、坂地区総頭川流域については国の砂防事業、小屋浦地区天地川流域につきましては、県の砂防事業の中でそれぞれ設置されます。

既に設置された小屋浦地区の警報装置のサイレンが聞こえにくいとの意見も伺っているところであり、このような点を含めて国や県とも協議、調整をしております。

次に、坂小学校及び小屋浦小学校のグラウンドの整備についてでございますが、9

月末にはグラウンド整備を完了できるよう、現在、必要な作業の進捗を図っているところでございます。

次に、このたびの災害に係る町としての大綱はの御質問でございますが、現在、国や県のほうで総頭川、天地川の砂防事業を初めとする計画について検討が進められているところであり、これらの計画が生活再建に向けた住民の皆様の意向も踏まえながら坂町として復旧・復興の方針を検討し、取りまとめることとしております。議会の皆様にも、引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 以上で、行政からの報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、6番奥村富士雄議員、7番柚木 喬議員、9番瀧野純敏議員を指名します。

日程第2「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

会期は本日1日に決定いたしました。

日程第3 議案第41号「平成30年度坂町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて」、日程第4 議案第42号「平成30年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて」、日程第5 議案第43号「平成30年度坂町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」、日程第6 議案第44号「平成30年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて」の4議案を一括議題としたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、議案第41号から議案第44号までを一括議案といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第41号「平成30年度坂町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて」、議案第42号「平成30年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて」、議案第43号「平成30年度坂町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」及び議案第44号「平成30年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて」は、関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

平成30年7月豪雨により、町内各地で大規模な土砂災害や浸水被害が発生し、本町は甚大な被害を受けました。直ちに被災者の救助活動や避難所の運営、災害廃棄物の処理並びに災害復旧工事等を行う必要があるため、災害関連の補正予算を編成をいたしました。議会を開く時間的余裕がなかったため、7月10日及び8月20日付で専決処分をいたしましたので、議会の皆様に報告し、承認を求めるものでございます。

予算の内容につきましては、県知事から坂町長に委任された災害救助法による救助事業に対する経費として、避難所運営経費や食糧費、被災住宅の応急修理費など4億6千万円を計上いたしました。

また、一日も早い生活再建の一助にさせていただくため、災害弔慰金や災害見舞金、災害援護資金貸付金約2億6千万円を計上いたしました。

災害復旧に係る経費といたしまして、災害廃棄物の処分費約13億7千万円や、道路、橋梁、公園、学校などの公共施設の災害復旧工事費約49億4千万円を計上いたしました。

その他公営住宅の無償提供、循環バス臨時便運行、罹災証明発行事務、水道料金の減免に要する経費等を計上いたしております。

一般会計の予算総額は、補正予算第2号及び第3号により、既定の予算総額に72億9,370万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を125億8,189万3千円といたすものでございます。

次に、下水道事業特別会計につきましては、重要なライフラインの一つである下水道施設の災害復旧に係る経費として、汚水管渠や雨水ポンプ場の土砂撤去費用、汚水

管渠の被災状況調査費、被災した汚水管渠の災害復旧工事費を計上いたしました。

下水道事業特別会計の予算総額は、補正予算第1号及び第2号により、既定の予算総額に2億2,700万円を追加し、歳入歳出の総額を8億3,348万2千円といたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 一般会計補正の中で、11ページの一番下の被災住宅応急処置修理費がありますね。これはこれぐらいで足りるのか、まず最初の補正なのか、大体としてはわからんのか、その辺はどうですか、聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

11ページの一番下にございます被災住宅応急修理2億3,360万円についてお聞きだと思えますけれども、こちらにつきましては、制度上、1件当たり58万4千円の補助が可能となっております、400戸分の計上をさせていただいております。過去の事例でございますと、おおむね、広島県から聞いているところでは、被災された家屋等の約3割から4割ぐらいが申請があるものというふうにお聞きしております、このような形で計上させていただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） その上にあります、今の11ページの、ちょっと簡潔に町民に伝えるということで質問をするんですが、災害弔慰金、この8,500万円、単価と数量をちょっとお願いします。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） お答えいたします。

災害弔慰金につきましては、坂町災害弔慰金条例にのっとりまして、1件当たり、世帯主に当たっては500万円、その他世帯に関しましては250万円となっております。



以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 8,500万円の内訳ということで、たしか500万円ぐらいの17掛けたらこの程度なんだとか、そういうふうな読み方でいいんですか、とりあえず。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋 蔦江君） 議員が言われたとおりでございます。ただし、その内訳といたしまして、2号では17件そのまま上げておりますけれども、補正の3号におきまして、亡くなられた方を調査しましたところ、世帯主に関しましては9件、その他家族に関しましては7件という形で整理をいたしまして、補正を再度上げて、修正させていただきますので、御確認をお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 次に、その下にあります災害見舞金、これは当然坂町とか県とかいうようなものが入ってくるんですが、9,710万円の内訳を説明願います。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋 蔦江君） 済みません。ちょっと先ほどの数字を間違っておりましたので、まず訂正をさせていただきます。

先ほどの17人の内訳ですけれども、生計維持者が8人、その他の家族が9人の計17名でございました。失礼いたしました。

次の災害見舞金に関しましてですが、当初は9,710万円としておりましたけれども、実質、調べていきますと、必要額が1億2,690万円という形で、次の3号の補正で直させていただきます。

また、今後につきまして、検討させていただきたいと思いますので、済みません、以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 今のを聞いて、坂町と県の災害見舞金ということでちょっと質問したんですが、ここの中に入っているんですか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋 蔦江君） お答えいたします。

この災害見舞金に関しましては、坂町の災害見舞金のみでございます。県の災害見

舞金に関しましては、県が予算要求されて、その中で個々に支払われるものですので、この中には入っておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと一点、その同じページなんですけど、補正2号ですか、一番上に職員手当で時間外勤務手当6千万円を計上されておるんですが、多分、随分忙しいんだろうと思います。あとちょっと気になるのは、やっぱり職員の健康管理的なもので、若い人はこういうときじゃけんしっかりもうけさせてもらおうと前向きにされる人もおろうし、そうでない、やっぱりしんどいしんどい言いながらもあるだろうと思うんですが、要は月間の例えば残業調整とかいろいろありますけど、そんな感じで、1カ月これ以上の残業はささないように指導しておるんじゃないかという線は引いてやっとならと思うんですが、この辺の管理の状況、要は健康的なものはやはり後で出てきますから、そういう管理しっかりやっとならというのをちょっとお聞きいたします。

○議長（川本英輔議員） 藤本総務課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

こちらの金額6千万円でございますが、避難所運営等で24時間職員が詰めております関係でかなり高額になっておりますし、時間もかなり時間外がふえてという状況でございます。

職員の健康管理とかそういったものでございますが、ストレスチェックを実施する予定にしております。これによりまして、そういった個人の状況を把握し、また、適切な処置をしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっとようわからなかった。結局、時間的な管理は余りできないというような状況ですか。こういうような状況じゃから、特別にお願いして頑張ってもろとらというような状況ですか、その辺をお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） 通常の時間外等ございましたら、休日出勤等ございましたら、振りかえの制度でございますとか、そういったようなものを使いながら、職

員の休暇等にも配慮していくわけなんですけども、今回の場合は、御承知のように甚大な被害があったということで、当面の1カ月間につきましては、避難所のほうで24時間職員も詰めておりますし、また、通常の業務に加えて避難所運営以外の災害対応業務も非常に膨大なものがございました。そういったところで、振りかえであるとかそういったものもなかなかできない状況は現実にございました。

ただ、今後につきましては、災害復旧・復興本部も立ち上げまして、それに向けての取り組みも加速化していくわけなんですけども、避難所のほうも随時避難者の方も少なくなっておる状況の中で、例えば、現在、考えておりますのは、夏季の特別休暇につきましても、本来、9月末までにとらないといけないものも、これも少し延長したり、そういうふうなことも対応してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 専決処分が2回で72億円余りということなんですけども、時が経つに従って、またいろいろとそういった災害対策の予算というのが出てくる可能性があるんじゃないか思うんですけども、そこら辺、例えば避難所の問題も、いつまでを設定して予算組んどるんかということ。それから、例えばボランティアセンターについても社協に委託しとるんじゃないか思うんですけども、そこら辺も、例えばここまでの予算でいうような形じゃないか思うんですけども、今後、災害関連で出てくる予算については、専決処分で行うのか、あるいはまた、議会で承認するような形で行うのかということでございます。これはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） このたび2件の補正予算を専決処分をさせていただいたことでございますけども、また後ほど、9月補正でもございますけども、9月補正で一部計上させていただいている経費もございます。また、まだ対応の方針が決まっていない、例えばリサイクルセンターを今後どうしていくかを今後検討し、費用を積算するというような案件もございますので、その辺につきましては、専決処分ではなくて、今後のことにつきましては、一般の議案提案を予定いたしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと私も専決処分絡みなんですけども、今回2件されまし

た。最初の16億円、これはこういう時期だからちょっとやむを得んかのと。2回目の62億円ですか、これが8月20日でしょ。時間的な余裕がなかったと言われたんですが、これだけ一般会計より大きい金額です。これは御存じのように、議会のほうの議決の権利、これを町長のほうでぽっと自分で処理されたという、結果的にはね。時間急ぐのもわかるんですが、議会のほうとしても、やっぱりそのお金の動きの情報が、やっぱり1週間でも10日でも早く、できればこういったのを見たかったというのがあるんですよ。だから、安易にこの専決処分をすればいいんだというような対応はしてほしくないような気がしましたから、今回はどうしても一言、今回は不承認になっても、そのまんま通用するというのが専決処分ですから、議会要らんのですよ、極端に言えば。大事なときにはそれどころじゃないというのもわかるんですが、やっぱりこれは慎重に、冷静になって、こういう時期だからこそ、議会の承認をちゃんともろてから進めるんだと。この20日に関しては、62億円に関しては、私はできたんじゃないかな思うんですよ。要は、3日前に告示というのがあるが、こういったケースの場合は前日でも構わんよという法律にかわってますよね、多分、御存じだろう思うんですが。その辺を含めて見ると、やっぱりむやみやたらに安易に専決処分だと、特に金額面でこれだけ大きい金額のときには、これ、次回以降に参考じゃないですが、そういう金額的なもの、条例あたりだったら割とほうね、ほうねいう感じもあろうかとは思いますが、急ぐ場合、やっぱりこの大きい金額、特に災害の絡みですから、我々もその情報を知りたいんですから、その辺はぜひ町長に答弁していただきたいと。お願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 予算につきましては、本来は議会に提案をさせていただいて、議決をいただくのが本来あるべき姿だと思っております。

今回はこういう状況でありまして、本当は9月の定例会で皆さんに御承認をいただきたいという思いはあったんですけども、やむを得ずこういう対応をせざるを得なかったという部分もございました。

今後は、また事前にそういう予算措置につきましても御相談をさらにさせていただきながら、どうあるべきかということも考えながら対応させていただきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 見舞金のちょっと確認なのですが、今回の専決も全部含めて今後についてなのですが、災害障害見舞金というのがありますね、たしか、障害を受けられた。ああいうのはなかったんですか。ごめんなさい、今の時点で捉えられた範囲でいいですが。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋 蔦江君） お答えいたします。

災害障害見舞金に関しましては、障害になったという事実が今のところは届いておりませんが、緊急で搬送された方もおられます関係で、今後、それがわかった段階で、医師の判断がされた状態において、また申請がされれば、対応させていただくことにしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論、採決に入りますが、討論、採決は一括とせず、議案ごとに分割して行います。

議案第41号について、討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第41号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第41号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 議案第42号について、討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第42号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 議案第43号について、討論はありますか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第43号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 議案第44号について、討論はありますか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第44号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第44号は原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第45号「災害廃棄物の処理に関する事務の事務委託に関する協議について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第45号「災害廃棄物の処理に関する事務の事務委託に関する協議について」御説明を申し上げます。

このたびの豪雨災害では、大量の災害廃棄物が発生をしており、その処理に必要な事務量は膨大なものになることが見込まれ、本町のみでは廃棄物の管理及び処分は困難な状況にあります。

このため、今後も増加する災害廃棄物の選別、処理施設への搬入及び処分を広島県に委託するため、規約を定めるものでございます。

このことにつきまして、坂町と広島県の間における災害廃棄物の処理に関する事務の事務委託に関し、広島県と協議することについて議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 産業廃棄物の全部の総量が27万トンとかいうような情報がありますね。それで約30億円かかりますよという金額のことの妥当性いうんですか、ちょっと1トン当たり例えば1億円かかるとかいうようなことというのは、過去に事例があつて、その辺は妥当なんかどうかをちょっと説明。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えいたします。

町におきまして、過去にこのような膨大な災害廃棄物を処理した事例がございません。広島県と今後の災害廃棄物の処理を行うに当たりまして、4年前の8.20の広島市の災害廃棄物の処理、また、熊本における震災の災害廃棄物の処理量、処理費、それらを勘案しながら、広島県と協議を行いながらこの金額になりましたが、今後、

広島県のほうも、こちらのほうを入札等で業者を選定し、また処分の方法も考えていくこととなろうかと思えます。

現在の災害廃棄物の量を考えながら、また、他の市町の過去の事例をもとにはじき出した数値でございまして、現在のところ、概算ではございますが、そういったものをもとに試算計上しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第45号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時20分とさせていただきます。

（休憩 午前11時08分）

（再開 午前11時20分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第46号「職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第46号「職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、今後、他の地方公共団体から災害復旧等により本町へ派遣された職員に対し災害派遣手当の支給が可能となるよう規定を整備をいたすものでございます。

災害対策基本法及び大規模災害からの復興に係る法律では、災害復旧等のために他の地方公共団体から派遣された職員に対し、自治体の条例で定めることにより、災害派遣手当を支給できるとの規定が設けられております。

現在、豪雨災害からの早期の復旧・復興を図るため、他の地方公共団体から中長期的な職員の派遣について国や広島県へ要望している状況であり、本町における受け入れ態勢を整備した上で、早期の復旧に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） こういったケースでちょっとお聞きするんですが、坂町にも、今回、何人か来られております。派遣元自治体の負担とか、今回できた災害派遣手当、これあたりは坂町が負担する、国から、県から補助が出てというような感じで、派遣元も、そうはいつでも給与はそのまんま出して、そんなところをもう一遍お聞きします。整理して、どういう支払いの形態になるのか。

○議長（川本英輔議員） 藤本総務課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

今、既に県内外から他の自治体の人にもいろいろところで派遣をいただいております。これは短期派遣でございまして、今回のこの条例案につきましては、中長期ということで、今、県とか国に派遣の依頼をお願いしております。

お金のことなんですけども、基本的には、派遣をされた自治体のほうが特別交付税のほうで補填していただいて、その間が例えば8割ぐらいしか来なかった場合は、その2割については派遣をしていただいた自治体が坂町とお話をするというようなこ

とになつとるようです。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） これで、派遣された個人に支払いするのか、それとも派遣していただいた市町村のほうに送るのか、この規定があるんですか、それを聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 藤本総務課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

派遣いただいた個人です。だから、うちからのお支払いについては、もちろん自治体のほうに入りますけども。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第46号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第9 議案第47号「坂町税条例等の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第47号「坂町税条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

この議案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、坂町税条例等の一部を改正をいたすものでございます。

改正の主な内容につきましては、地方税法等の改正及び生産性向上特別措置法の施行に伴い、個人住民税の均等割、非課税限度額の引き上げ、たばこ税の見直し、中小企業の設備投資における支援について規定をいたすものでございます。

その他の改正につきましては、地方税法等の改正に伴う条文の整理でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第47号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10 議案第48号「坂町災害見舞金支給条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第48号「坂町災害見舞金支給条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、これまで災害見舞金の住家被害の支給対象を、住家が全壊した場合と住家が半壊した場合としていたものに住家が床上浸水した場合を加え、1世帯当たり3万円の支給をするものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 9月1日の小屋浦地区の住民説明会の中で、床下浸水にもお見舞金があるように意見がありました。地区では床下浸水も床をめで泥を出し、費用はかかります。床下浸水の件数は103件です。高齢者の負担も大きいことから、見舞金を出す方向へ考えていただきたいと思いますが、町長、どのようにお考えかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） そういう御要望、御意見があったということも、よく私もお聞きをいたしております。ただ、いろいろ検討をしていきたいというふうには思っておりますけれども、床下浸水の場合、その状況、状態によっても違うと思うんですけども、例えば床下浸水をしまして、簡単にボランティアさん等のお手伝いで土砂が撤去できる場合もありますし、そういうようなこともございますし、また、同じ床下浸水でも違った状況もあろうかと思えます。そういうところをどういうふうに判断すればよいのかというのが非常に苦慮いたしております、いろいろ他自治体の状況も勉強しながら、近いうちにちょっと結論を出したいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 余り苦慮せんと考えていただきたいと思うんですが、このような有事のときに基金を使うべきだと考えますが、そこを考えていただきたいと思えます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） もちろん基金もいうこともございますけれども、過去にも、例えば台風18号だったですかね、平成16年に来まして、横浜地区では床上・床下浸水もございました。そういう中でも対象にはならなかったようなこともございますし、先ほど申しましたように、本当は何とかできれば制度を設けたいんでありますけども、やはり全体的なこともしっかり見きわめながら結論を出していかにかいかなのかなというふうに思っております、そこらが非常に難しいところだというふうに思います。もう少し時間をいただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 関連なんですけど、町長、やはり、今、基金もそのためにためたんであって、同じような金額じゃなくても、行政としても、このたびの100年に1回の災害に、それと、先ほど横の台風なんかでやった、水害等で、ちょっと僕もこの年まで生きてみて、土砂災害はあちこちで見たけど、我が町で見たのは、それは土砂いうのはですね、水害の水だけが入った分なら床下浸水は関係ありません、乾いてきたら。でも、土砂の入った、10センチも入つとると、床下50センチもあります、30センチもあります、低いところはこう。でも、やはり40センチも50センチもある床下が、それから昔の家だったら芋釜があつたりする、そこ入つとるんですね。そしたら、床上・床下じゃなくて、金額的に3万円じゃなくても、気持ちとして、行政として半額でもいいですから、それぐらいも見舞金ぐらい出すぐらいのわしゃ技量があってもええような気がするが、ひとつその辺を考えてみてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 言われることはよくわかるんです。できることなら、そういうふうにやらせていただくのがよいかと思いますが、ただ、床下浸水の場合には、例えば床下の中で、2センチでも床下でございます。10センチでも床下でございます。そういう中で、そういう制度を設けて、多くの町民の皆様がそういうものに対して、それはよかろうじゃないか、仕方がないよのというふうな御理解をいただけるような整理をしないと、なかなか難しいような気もいたしております、そこらはもう少し勉強させていただきたいということで、今、答弁をさせていただきましたんで、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 今、検討させていただきたいということは、前向きに検討されると考えてよろしいでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 十分、各自治体でもほとんど床下浸水というのは見舞いの制度はないみたいでありますけども、二、三、あるようでありますので、そこらはどういうふうな整理をして、床下浸水にもお見舞金を出されておるのかというようなこともしっかり先進自治体のことを調査しながら、研究しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと見舞金の支給で、罹災証明を見ると、大規模半壊という表現が出てくるんですね。これ、ここで言う住家が全壊なんか、住家が半壊の場合と二通りある。大規模半壊いうたら上に上がるのか、どこへ行くのかちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） お答えいたします。

大規模半壊の考え方なんですが、県の見舞金の考え方と同じ考え方で坂町も行うということといたしまして、大規模半壊も半壊も半壊という判断で今回はさせていただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） この条例に合わせて本当は調査結果を書くべきだろう思うんじゃないけど、どうして条例にない言葉を、大規模いうのを使う。大規模いうたら、全壊に向けていくという意味があるんか、どっか使い道があるから、大規模いうのを使うんかな、調査員に対して、そういう表現させとる。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 今回、大規模半壊という判断が下った理由といたしましては、生活再建資金というもう一つの資金の補助金の制度がございます。そちらが、補助制度が全壊と大規模半壊という2種類の方にだけ支援があるということで、そちら

に合わせてあると考えております。

ただし、うちのほうの制度に関しましては、県の見舞金と坂町の見舞金に関しましては、条例どおり全壊と半壊という判断にしているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第48号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（川本英輔議員） 挙手多数です。

議案第48号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第11 議案第49号「平成30年度坂町一般会計補正予算（第4号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第49号「平成30年度坂町一般会計補正予算（第4号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、地方交付税額の決定及び災害廃棄物処理経費等につきまして補正計上をいたしましたもので、既定の予算総額に14億9,843万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を140億8,032万4千円といたすものでございます。

6ページの債務負担行為補正につきましては、災害廃棄物処理等業務を追加いたし、

地方債補正では、臨時財政対策債及び災害復旧債の限度額を変更をいたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、11ページの地方特例交付金及び地方交付税では、交付額が決定したことによりそれぞれ計上をいたしました。

12ページの国庫支出金、衛生費国庫補助金では、災害等廃棄物処理事業を計上し、13ページの県支出金、民生費補助金では、地域ささえあいセンター設置運営事業を計上いたしました。

14ページの町債では、臨時財政対策債及び災害等廃棄物処理事業を計上いたしました。

次に、歳出で、15ページの総務費、バス運行管理費では、坂横浜バス停用地購入費を計上いたしました。

16ページの社会福祉費、災害対策費では、地域ささえあいセンターの設置及び運営経費を計上いたしました。

17ページの清掃費、災害対策費では、災害廃棄物の処理を広島県に事務委託することに伴う経費を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 15ページをお願いします。

ここの中で3番目、坂横浜のバス停の用地ということであるんですが、これ、ちょっと内容なんですが、今まで借りとった内容を買うということによろしいんですか。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

現在、坂横浜のバス停につきましては、個人の土地をお借りしておりますが、土地所有者の土地利用の関係上、このバス停が支障になるということで、現在の位置よりも若干小屋浦方面に寄った側に新たにバス停を設置するというので、新たにこのバス停用地を確保するための費用として計上いたしました。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第49号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第49号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第12 議案第50号「平成30年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第50号「平成30年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成29年度の事業実績による精算金について補正計上を行うもので、既定の予算総額に138万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億8,346万1千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算について御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、繰入金138万3千円の増額は、平成29年度療養給付費交付金の精算に必要な額を計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

10ページの諸支出金では、平成29年度の事業実績に基づく社会保険診療報酬支

払基金への返還金138万3千円を増額計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第50号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第50号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第13 議案第51号「平成30年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第51号「平成30年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成29年度下水道事業債の借入額確定に伴い、歳入では町債の増額、歳出では公債費の減額が主なもので、既定の予算総額に3万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億3,351万3千円といたすものでございます。

まず、歳入につきまして、繰入金、一般会計繰入金6万9千円の減額は、歳入歳出予算の補正により計上いたしました。

また、町債、事業債10万円の増額は、平成29年度債の借入額確定によるものでございます。

次に、歳出につきまして、10ページ、総務費、一般管理費13万4千円の増額は、人事異動等により計上し、公債費、利子10万3千円の減額は、平成29年度債の借入額確定によるものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第51号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第14 発議第1号「平成30年7月豪雨災害における早期復旧と特別の財政支援を求める意見書について」を議題にします。

事務局長に意見書を朗読させます。

西谷局長。

○議会事務局長（西谷信樹君） 平成30年7月豪雨災害における早期復旧と特別の財政支援を求める意見書。

本町では、このたびの平成30年7月豪雨災害において記録的な豪雨に見舞われ、

土石流や河川の氾濫などにより尊い命が奪われ、家屋の全壊、床上浸水など家屋の被害も多く、住民生活の基礎となる公共インフラも甚大な被害を受けている状況である。

この非常事態に対応するためには、国による緊急的で重点的な支援が不可欠である。被害の大きさに鑑み、下記の事項を含む災害からの早期復旧について、さらなる特段の配慮を強く要望する。

1、土砂や流木の流出により甚大な被害が発生した河川、砂防、道路、橋梁などの公共施設の早期復旧に向けた支援を行うこと。

2、被災者の救援、災害復旧等に多額の経費を要するため、普通交付税の増額配分、災害復旧事業及び災害関連事業予算の確保に特段の財政措置を講ずること。

3、住家被害を受けた被災者がもとの生活を取り戻すための必要な各種支援制度について十分な財政措置を講ずるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。

4、地域の実情に応じた総合的な治山治水及び土砂災害の対策を早期に推進し、道路や河川などの防災対策の強化を図るため、所要の財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月3日、広島県坂町議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、内閣府特命防災担当大臣宛て。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。

主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 発議第1号「平成30年7月豪雨災害における早期復旧と特別の財政支援を求める意見書について」御説明いたします。

本町では、このたびの豪雨災害において記録的な豪雨に見舞われ、土石流や河川の氾濫などにより尊い命が奪われ、家屋の全壊、床上浸水など家屋の被害も多く、道路、河川なども甚大な被害を受けました。

国においても、内閣総理大臣を初め、多くの方々が災害現場の視察に入り、被害の大きさを改めて感じていただけたことと思います。

この未曾有の災害から一日も早い復旧・復興には、国からの緊急的で重点的な支援が不可欠です。被害の大きさを鑑み、災害からの早期復旧について、さらなる特段の配慮を求め、本意見書を提出いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） 本案の提出者は議員10名です。

質疑、討論は省略し、直ちに採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

発議第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10号 発議第2号「災害復旧・復興対策調査特別委員会の設置について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 発議第2号「災害復旧・復興対策調査特別委員会の設置について」御説明いたします。

本町では、平成30年7月6日から7日かけ記録的な豪雨に襲われ、土石流や河川の氾濫により尊い命が奪われ、また、家屋の全壊や半壊、道路、橋梁、河川など、甚大な被害を受けております。この甚大な被害から、全町を挙げて一日も早い復旧と復興に取り組んでまいります。

このため、本議会に全議員参加型の災害復旧・復興対策調査特別委員会を設置し、町執行部と緊密な連携のもとに、着実な町の復旧・復興に寄与することを目的とし、坂町議会委員会条例第5条の規定に基づき、この特別委員会を設置するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） 本案の提出者は議員10人です。

質疑、討論は省略し、直ちに採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

発議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) ただいま設置された災害復旧・復興対策調査特別委員会の委員は全議員です。坂町議会委員会条例第6条第2項の規定により、全議員11人を委員に指名します。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

全議員11人を委員に選任することに決定しました。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午前11時55分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 正副委員長の互選結果を報告します。

委員長に、私、川本英輔、副委員長に大田直樹議員が専任されました。よろしくお願いたします。

先ほど、災害復旧・復興対策調査特別委員会から、坂町議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、閉会中の継続調査についてを追加日程第1として議題といたします。

お諮りします。

調査終了まで閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

人権擁護委員の候補者に推薦についてを追加日程第2として議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

人権擁護委員の候補者の推薦についてを追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2 諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法によって法務大臣から委嘱されるもので、これまで坂町では、池脇 忍氏、神八みどり氏、立畠耕三氏の3名が委嘱を受け、人権擁護委員として活躍をされております。

このうち、坂町横浜中央三丁目5番13号、池脇 忍氏が、本年12月31日をもって3年の任期が満了いたしますので、引き続き推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

池脇 忍氏は、平成21年10月から人権擁護委員として相談や助言に当たり、人権擁護に関し理解も深く、地域の実情に精通をしておられます。

また、小学校教諭の経験から、特に子供の人権に関心を持ち、人権擁護委員としての要件を十分満たしておりますので、人権擁護委員に推薦をしたいと存じます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) お諮りします。

諮問第1号は、池脇 忍氏を適任とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

諮問第1号は、池脇 忍氏を適任とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

坂町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

最後に、町長から発言を求められております。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 平成30年第3回坂町議会定例会が閉会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、冒頭で諸般の報告への議員の質問に対しまして、答弁が前後いたしまして大変失礼をいたしました。よろしく願いをいたしたいと思っております。

本定例会をお願いをいたしました案件につきましては、いずれも原案のとおり御決定をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

なお、皆様より賜りました御意見につきましては、これを十分に検討いたしまして、これからの町政の執行に反映をさせていく所存でございます。

本年は猛暑の日が続きましたが、最近、朝夕は随分涼しくなりました。これから季節の変わり目に向かいますので、皆様方には御自愛をくださいますようお願いを申し上げます。

また、議会の皆様、町民の皆様と一丸となって、復旧・復興に向けて本格的に取り組んでまいりますので、なお一層の御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(川本英輔議員) これにて、平成30年第3回坂町議会定例会を閉会いたします。

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

(起 立)

○議会議務局長（西谷信樹君） 互礼。

(閉会 午後 1 2 時 0 1 分)

上記記録の内容が正確であることを証するため署名する。

坂 町 議 会 議 長

議 員

議 員

議 員